扶養申請者現況届	~子の	申請用~
申請する子の氏名		年齢 歳職業
申請者に配偶者(夫・妻)は □ いる □ いない →	〔 □ 未妨	
今まで加入していた健康保険 □ 国民健康保険 □ 協会けん	 んぽ 🔲	任意継続 □ その他[
□ 戸籍謄本《原本》 □ 個人番号記載の世帯全員の住民 書類 □ 所得証明書《原本》(16歳以上)	票 《原本》	- <u>被保険者が世帯主</u> の場合、続柄記載の 世帯全員の住民票を添付することで戸籍の省 略可 学生証の写し添付で所得証明書の省略可 (社会人から学生になった場合除く)
1. 申請の事由【該当する項目に✔】		————————————————————— 必要書類
一 被保険者の就職に伴う申請	_	
□ 出生による申請	_	
□ 子の退職に伴う申請 【退職日: / / 】→失業給付 □ 申請(延長)予定 □ 受けない □ 無	離職票1・2 写し	2の写し又は雇用保険資格喪失確認通知書の
□ 失業給付受給終了に伴う申請		印のある雇用保険受給資格者証(両面)の写し
□ 雇用形態の変更(収入減少)に伴う申請		資格喪失証明書及び雇用契約書の写し
□ 配偶者との離婚に伴う申請 【離婚日: / / 】□ 配偶者の退職に伴う申請 【退職日: / / 】	配偶者の	資格喪失証明書 離職票1・2の写し、健康保険資格喪失証明書及 の所得証明書
□ その他()		じた書類が必要です
2. 子の現在の学業・収入状況【該当する項目に✔】		
□ 乳幼児、未就学児、小中高校生(全日制)	_	
□ 大学・専門・予備校生・通信制・夜間校生	学生証の	写し
□ 給与収入	直近3ヶ月	分の給与明細の写し
□ 失業給付受給中(日額3,612円未満)		受給資格者証(両面)の写し
□ 自営業・不動産・農業など給与以外の収入		分の確定申告書及び収支内訳書の写し
□ 各種年金収入□ 基礎□ 厚生□ 障がい□ 遺族	受給中	直近の年金振込通知書の写し又は年金改定通知書の写し
□ 基金 □ その他()		年金見込額照会回答書の写し
□ 傷病手当金受給中(喪失後給付/日額3,612円未満) □ 出産手当金受給中(喪失後給付/日額3,612円未満)	-	通知書の写し 給与明細の写し
□ 無職 過去2年以内に就労していた場合	所得証明	相子的和の子と 書に給与収入の記載がある場合のみ、離職票 又は雇用保険資格喪失確認通知書の写し
【退職日: / / 】		じた書類が必要です
3. 子の現在の状況【該当する項目に✔】	i	必要書類
□ 被保険者と同居(住民票の世帯が同一)	_	JALM
□ 被保険者と別居(住民票が別)		分の送金証明の写し又は定額自動送金依頼書 生は不要、ただし社会人から学生になった場合は除く)
□ 市区町村から医療費受給者証の交付を受けている □ 障がい者 □ 母子(ひとり親) □ 妊産婦 □ 自立支援 □ その他()		成受給者証の写し
□ 外国籍	在留カート	・(両面)の写し
・扶養の認定基準は、年間の総収入が130万円未満(108,33) (60歳以上又は、障害年金受給者は年間の総収入が180万 ・必要書類は、公的書類は発行後3ヶ月以内、指定がないも ・申請される方の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶 ます。また、状況により、追加書類の提出を求めることがあり ・虚偽の届出又は故意に届出をしなかった事実が判明したも	5円未満(1 のは最新の 養能力等を ります。	50,000円/月)となります。) つものをご提出ください。 と総合的に審査のうえ、認定の可否を決定し
【被保険者 署名・捺印欄】 上記の注意事項を確認いたしました。また、記入内容に相違ありる	ません。	
記入日 年 月 日 被保険	者氏名	

(高校生を除く18歳以上の子)被扶養者資格点検チャート

- *被扶養者異動届を出す前に、この点検チャートで被扶養者資格有無の確認をしてください。
- *認定の可否は、健保組合で最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。

記号-番号 (申請するこ家族)		
-------------------	--	--

A	※被保険者(本人)に配偶者はいますか?	口はい	同別居 □同居 →Bへ
	※お子さんではありません	□いいえ	→下のチャートへ進んでください
В	3 配偶者はトヨタ関連部品健保の被保険者ですか?	口はい	健康保険 - →Cへ 記号番号
		□いいえ	→C^
	、被保険者のこの先1年間の収入見込みは、 配偶者より多い または 同程度(1割以内の差)ですか?	口はい	→下のチャートへ進んでください
		□いいえ	→配偶者の健康保険へ申請してください

- ① 年収:被保険者の1/2未満
- ② <60歳未満>

月収:108,334円未満かつ年収:130万円未満(失業給付・傷病手当金・出産手当金の日額は、3,612円未満)

<19歳以上23歳未満>

月収:125,000円未満かつ年収:150万円未満(失業給付・傷病手当金・出産手当金の日額は、4,167円未満)

<障がい年金受給者>

月収:150,000円未満かつ年収:180万円未満(失業給付・傷病手当金・出産手当金の日額は、5,000円未満)

※課税・非課税に関わらず、税金や保険料等が控除される前の総支給額

※手取り額ではありません

1ヶ月の収	入
給与(交通費込)・賞与	円/月
自営業収入	円/月
公的年金	円/月
私的年金	円/月
雇用保険失業給付	円/月
傷病手当金·出産手当金	円/月
不動産収入	円/月
株式配当金	円/月
その他()	円/月
合 計	円/月

□いいえ

扶養認定できません。

□はい

扶養認定できる 可能性があります。

異動届・現況届に必要書類を添付し、 このチャートと合わせて会社担当者へ提出してください。